

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から適用する。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表Ⅱ区分112に次のように加える。

(9) トリプルチャンバ（Ⅲ型）

1,600,000円